

令和元年度（平成31年度）教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和元年8月6日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時02分

【場所】 明治安田生命川崎ビル3階 教育委員会室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委員 小原 良

委員 高橋 美里

教育長職務代理者 岡田 弘

委員 中村 香

委員 岩切 貴乃

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

総務部長 亀川 栄

総務部担当部長 杉本 眞智子

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

庶務課長 榎本 英彦

健康給食推進室担当課長 若尾 弘

健康給食推進室担当係長 小川 大輔

生涯学習推進課長 大島 直樹

生涯学習推進課担当係長 新津 尚之

庶務課担当係長 伊藤 卓巳

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 高橋 美里

委員 岡田 弘

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、議案第25号及び議案第26号は、議会への報告案件で、意思決定過程にあるため、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に著しい支障を生ずるおそれがあるため、議案第27号は、特定の個人が識別される情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれや、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、この案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定いたします。

なお、議案第25号及び議案第26号につきましては、議会での報告後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

4 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

高橋委員と岡田委員をお願いいたします。

5 議事事項

議案第25号 平成30年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

それでは、議事事項に入ります。

「議案第25号 平成30年度公益財団法人川崎市学校給食会『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について」の説明を、健康給食推進室担当課長、お願いいたします。

【若尾健康給食推進室担当課長】

それでは、議案第25号 平成30年度公益財団法人川崎市学校給食会「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」につきまして、説明させていただきます。

取組評価の説明に入る前に、今回、「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定するに至った経緯について御説明させていただきます。

議案第25号資料の参考資料1をごらんください。

「経営改善及び連携・活用に関する方針」の実施経緯についてでございますが、本市では、平成14年度の第1次行財政改革プラン策定以降、出資法人の「効率化・経営健全化」に向けた取組を推進してきたところですが、今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国の通知においても「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化しております。

こうしたことから、これまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切ななかかわり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言を踏まえ、指針を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、法人ごとに「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定することとなりました。

本日は、この方針に基づく平成30年度の「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」につきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の教育委員会資料「平成30年度公益財団法人川崎市学校給食会の経営改善及び連携・活用に関する取組評価」につきまして、説明させていただきますので、議案の第25号、1ページをごらんください。

はじめに、「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組」についてでございます。

「本市施策における法人の役割」でございますが、本市では、学校給食の目指す姿として「健康給食」の実施に向け、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進することにより、さまざまな経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育むことを目的としております。

本法人は、市立学校の学校給食に係る安全・安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に供給しています。また、給食にかかわる研究協議会の開催等、市と連携して児童生徒の健全な食生活にかかわる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与する役割を担っております。

法人の取組と関連する本市の計画としましては、記載のとおりでございます。

4カ年計画の目標としましては、安全で安心な給食物資を廉価で継続的・安定的に学校に供給

し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めてまいります。また、安全・安心な学校給食を児童生徒に提供するために、規格基準書に基づく厳密な品質の管理徹底や給食会だより等の発行による情報提供等を行うことにより、成長期における児童生徒の健全な食生活にかかわる食育を推進し、市民生活に寄与してまいります。

続きまして、「2. 本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、各取組を一覧表にしており、各指標には、目標値と平成30年度における実績値及びその実績に応じた達成状況等を記載しております。

取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきましては議案第25号資料、参考資料2をごらんください。

1 「各取組の指標に対する達成度の選択の考え方」につきましては、実績値が「目標値以上」は「a」、「現状値以上～目標値未満」は「b」、「目標達成率60%以上～現状値未満」は「c」、「目標達成率60%未満」は「d」としております。

2 「各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方」につきましては、指標に対する達成度に応じた点数が設定されており、その点数の平均点により、「目標を達成した」は「A」、「ほぼ目標を達成した」は「B」、「目標未達成のものがあるが一定の成果があった」は「C」、「現状を下回るものが多くあった」は「D」、「現状を大幅に下回った」は「E」となっております。

3 「各取組に対する費用対効果の評価の考え方」につきましては、行政サービスコストに対する達成度については、実績値が目標値の100%未満は「1」、実績値が目標値の100%以上～110%未満は「2」、実績値が目標値の110%以上～120%未満は「3」、実績値が目標値の120%以上は「4」となっており、これと本市による達成状況の評価を踏まえ、費用対効果が、「十分である」は「(1)」、「概ね十分である」は「(2)」、「やや不十分である」は「(3)」、「不十分である」は「(4)」となっております。

4 「今後の取組の方向性の選択の考え方」につきましては、「Ⅰ」が「現状のまま取組を継続」、「Ⅱ」が「目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続」、「Ⅲ」が「状況の変化により取組を中止」、となっております。

なお、この取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方につきましてはですが、次の生涯学習推進課により説明いたします、議案第26号にも同様の考え方となっておりますので、議案第25号資料、参考資料2につきましては、次の議案にも御活用いただきたいと存じます。

本日は各取組の指標について、「実績値」、「達成度」、「本市による評価・達成状況、費用対効果」、「今後の取組の方向性」を中心に御説明いたします。

それでは、議案第25号資料、参考資料2を開かれたまま、議案第25号、1ページにお戻りいただきまして、取組別に御説明いたします。

①「安全で安心な給食物資の継続的・安定的な供給」につきましては、「給食停止等の発生件数」を指標として、平成30年度の実績値は0件で、目標値を達成し、達成度は「a」、「学校給食用物資納入業者登録数」を指標として、平成30年度の実績値は「29社」で、目標値に達しなかったため達成度は「b」、本市による評価は「B」でございます。

「事業別の行政サービスコスト」の指標では、その事業にかかるコストから、市からの補助金・委託料を含まない、法人自身で賄った金額を控除して算出しています。プラスの場合には、市の

財政支出で賄われるコストとなりますので、マイナスの場合は、コストを上回る自己収入があるということになります。

平成30年度の実績値は「5,659万7,000円」で、目標値を378万円超過し、実績値が目標値の約108%となっており、達成度は「2」、費用対効果はおおむね十分であるため「(2)」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

次に、②「給食物資に関する苦情件数の削減」につきましては、「物資に関する苦情への対応数」を指標として設定しております。学校給食会では、学校などの納入先から苦情があった際、物資を交換、代替品の納品等の対応としておりますが、その実数の削減を目標値としております。平成30年度の実績値は495件で、目標値より5件上回って削減し、達成度は「a」、本市による評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

次に、③「給食物資の規格衛生検査の実施」につきましては、「食中毒発生件数」を指標とし、平成30年度の実績値は0件で、目標値を達成し、達成度は「a」、本市による評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

次に、④「成長期における児童生徒の健全な食生活に係る食育の推進」につきましては、「食育講座の参加人数」を指標とし、平成30年度実績値は182人となり、目標値を92人上回り、達成度は「a」、本市による評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

2ページをごらんください。「3. 経営健全化に向けた取組」でございますが、①「給食費徴収業務の健全化」につきましては、「給食費の収納率」を指標として、平成30年度の実績値は99.82%となり、目標値を0.12%下回り、達成度は「b」、本市による評価は「C」、事業における今後の取組の方向性は「II」でございます。

続きまして、「4. 業務・組織に関する取組」でございますが、①「公益法人会計基準に則った会計処理」につきましては、コンプライアンスに反する事案を発生させないために、発生件数を指標として平成30年度の実績は0件、目標値を達成し、達成度は「a」、本市による評価は「A」となり、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

②「職員の資質向上に向けた取組」につきましては、法人職員として必要な知識を習得し、資質の向上を図るため、「法人職員対象の研修会への参加、内部研修会の開催」を指標とし、平成30年度の実績は17回であり、目標値を達成し、達成度は「a」、本市による評価は「A」、事業における今後の取組の方向性は「I」でございます。

続きまして、「本市による総括」、「各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」をごらんください。

平成30年度における本法人の各取組評価結果につきましては、ほぼ目標値を達成していたことを踏まえ、評価できるものと考えております。しかしながら、給食費徴収業務につきましては、収納率向上のため改善が必要であり、特に開始間もない中学校における収納率向上のため、所管課、学校と連携し、小学校における徴収方法等を参考にしながら、取り組む必要があるため、今後の取組の方向性をIIとしました。

今後も安全で安心な給食物資供給を通し、学校給食事業の運営が円滑適正に実施されるよう努めてほしいと考えております。

また、令和3年度に導入が予定されている給食費の公会計化につきましても、所管課と連携を

密にし、導入における諸課題への対応をしてほしいと考えております。

3ページから16ページには、ただいま御説明いたしました各事業の取組評価などの詳細を記載しております。また、17ページには「法人情報」を記載してございますので、後ほど御参照ください。

御説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。何か御質問等はございませんか。

小原委員、どうぞ。

【小原委員】

すみません、3点ほど教えていただきたいんですけども、1ページの2の本市施策推進に向けた事業取組で、②のところで、給食物資に関する苦情件数の削減があるんですけども、この苦情がどんなものであったのかというのがわかれば教えていただきたいというのと、その二つ下に④で、食育講座を行っているというんですけども、どんな食育の講座であったのかというのが二つ目。三つ目ですけれども、今後、消費税が変わってくるというふうには思っているんですけど、その際に給食費の値上げとかはどうお考えになっているのかというところ、この3点を教えていただきたいんですけど。

【小田嶋教育長】

じゃあ、三つあったので、一つずつお答えしてください。

【若尾健康給食推進室担当課長】

じゃあ、一つずつ。まず、1点目の苦情の内容ということでよろしいでしょうか。

異物混入がまず一つ。それと食材費の、適正な食材じゃない、型がおかしいとか、傷んだものというものが大多数を含んでおります。特に異物については、髪の毛が入ったとか、ビニール片が一部入ったりだとか、多少、葉物野菜に虫が入っていたとか、そういった類の苦情が多くて、特に給食自身に支障をきたすようなことは事例としてはございません。

【小原委員】

配膳の時点で、そこはチェックをする。

【若尾健康給食推進室担当課長】

チェックもしますし、見落としとして、場合によってはちょっと調理に入ってしまうけれども、食べる直前に子どもが気がついたりとかというケースがほとんどでございます。

【小原委員】

わかりました。

【若尾健康給食推進室担当課長】

2点目の食育講座なんですけれども、これは小学校を対象に、「ぎょしょく」という講座をやっております、これがちょっとタイアップ、9ページをごらんいただけますでしょうか。実施結果(Do)のところの一番下のところで、こちらのほうに小学校対象のぎょしょく講座を平成30年9月に京町小学校と小田小学校の2校で実施しました。

こちらの参加人数が182名ということで、講座では獲る漁業・育てる漁業について学びながら、ふだん給食で食べている食材がどのような経緯で自分たちのところに届いているかというような学ぶ機会が提供できたというものでございます。

3点目の消費税の導入ということで、ほとんど軽減税率が適用されて、直接的な影響はございません。一部、配送する場合に消費税が転嫁されるという場合がありますけれども、ほとんどまれなので、給食費に影響するほどのものではないというふうに考えておりますので、それに伴う増額は考えておりません。

【小原委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

資料の評価項目の中では入っていないようなんですが、中学校給食のセンターのほうは、見学を受け入れてくださったり、PTAなどにも試食会をしてくださっていて、相当に活用されているというイメージを持っているんですが、それがこちらのほうに反映されていないとか、もともとの指標にないのかなと思うんですけれど、その状況を教えていただきたいのと、活用されているので、活用されているということをごどこかに書かれたほうがいいのかというふうに思いました。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。中学校給食との関係で。

【小川健康給食推進室担当係長】

こちらの経営改善の活用の指標というのは、市が出資をしている財団法人に対して行うものでございまして、委員がおっしゃられました中学校のセンターの活用につきましては、市の教育委員会が主体となって行っておるものでございまして、今回は給食会という法人に特化した指標の設定になっておりますので、その分けて御理解いただければと思います。

【若尾健康給食推進室担当課長】

中学校の試食会の関係ですけれども、3センターで昨年からの試食会の受け入れを実施しており

ます。センターで試食会を行うパターンと、学校でPTAを集めて学校現場で試食をするパターンと二パターンございます。3センターとも同じ形態で実施しております。特に、南部センターは見学コースがある関係で、外部の視察の受け入れだとか、そういったものも非常に多くございまして、特に行政視察だとか、今後、建築を予定している自治体の視察見学が非常に多く、平成30年度も60件ぐらいは年間で視察として受け入れております。試食会もそれぞれ3センターで行っておりますので、少しずつPTAの方だとか、保護者の方々に中学校給食がどういうものかというのは理解が少しずつ進んでいるのかなというふうに認識しております。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

私も公益財団法人の理事や評議員をしているのですが、わからないので教えていただきたいです。公益財団法人の場合、公益性と営利の部分の比率とか、いろいろと出さなければならないものがあるような気がするのですけれども、これは経営改善というけれども、何に対しての経営改善なんですか。経営改善及び連携・活用に関する方針ということですからけれども、連携・活用というのは、市とこの法人との連携・活用ということでしょうか。

【若尾健康給食推進室担当課長】

そういうことです。

【中村委員】

この経営改善というのは、何に対する経営改善なんでしょうか。例えば、私がかかわっている公益財団法人ですと、公益率を上げることが経営改善になっています。あと、その財団自体が運営していけるように、ということで、私がかかわっている財団はもともと収益がありますので、その収益とのバランスということが経営改善になってくるんですけれども、この場合の経営改善というのは何を指しているのでしょうか。

【小川健康給食推進室担当係長】

給食会自体につきましては、市の補助金のみで経営をしていて、自主的な財源がほぼ乏しい財団法人となっておりますので当てはまりはしないんですけれども、市が出資する他法人につきましては、やはり収支のバランスが非常に悪いような法人もございまして、まず、その時点での経営の改善を、市が補助金を払っていながら、ずっと赤字が続いているような法人は、何がしか業務的のところ、もしくは経営的のところ、経理的なところの見直しを図らなければ今後ずっと補助金の対象事業、対象の法人となっていくことが当たり前ではないんだよといったところに

も括目してといいますか、その部分につきましては、毎年これまでもやってきたところでございますので、特に変わるというところはございませんけれども、そういったところの収支のバランスであったり、法人自体の黒字、赤字といったところのバランスということを改善しなさいというような意味合いでございます。

【小田嶋教育長】

公益比率のことも今お話ありましたけど、それは改善のところでは特に。

【小川健康給食推進室担当係長】

市の出資法人としてというよりは、財団法人が公益財団法人としてといったところに着目いたしますと、公益財団法人の認定は神奈川県の仕事となっておりますので、余りにも利益率を出し過ぎたり、または余りにも赤字が多くなったりしますと、神奈川県のほうから、それは公益財団法人の認定を出しているといったところで指導が入るという部分になりますので、市としても経営改善という意味では指摘はいたしますけれども、どちらかという、県のほうから公益率のほうは指摘があるところでございます。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。

【中村委員】

そうすると、これは何の評価なのか、ちょっとよくわからないんですけれども。

【小田嶋教育長】

今、御説明あったように基本的には収支のバランスというのが一番の。

【若尾健康給食推進室担当課長】

これまでも、それをやってきたところなんですけれども、あわせてそこは当然といたしまして、市の事業、市の施策とどれだけ連携していけるか、または市の施策に対してこの法人をどれだけ活用していけるかといったところに特化して、指標を設定いたしますというような形でお示ししております。

【小田嶋教育長】

先ほどの25号の資料にあった、最後のほうの段落に書いてある、連携活用に関する指針で、そこが収支バランス以外で、やっぱりポイントとしての評価ということになる。

【小川健康給食推進室担当係長】

はい。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

岡田委員。

【岡田委員】

教えていただきたいんですが、先ほど小原委員から質問があって、お答えいただいているんですが、食育に関してぎょしょくの教育講座をというふうになって、なるほどな、と思ったんですが、食育基本法がありますよね。そういうのを踏まえて、ぎょしょくに関して捉えて、これは何かある計画の中で今年度はぎょしょくだったとかということなんでしょうか。これは、どういうふうに決めていくのかという、そこをぜひ教えてほしいと思ったんですけれども。

【小川健康給食推進室担当係長】

なかなか、これまでこういった食育に着目した活動というのを川崎市の学校給食会で行えていないという現実があったんですけれども、その中でも出入りをしていただける業者さんと連携して何かができないかということで、今回も企業を通して、こちらの漁業組合のほうと一緒にやっていったという経緯がございまして、年間計画とか何カ年計画とかで食育を捉えてというふうには、まずできていないという現状がございます。

【岡田委員】

わかりました。

【小田嶋教育長】

各学校においては、食育計画を結構使っておりますので、その中に、こういった提案を盛り込んでいくと、そういう流れになっています。

【岡田委員】

わかりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第25号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第25号につきましては、原案のとおり可決いたします。

議案第26号 平成30年度公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第26号 平成30年度公益財団法人川崎市生涯学習財団『経営改善及び連携・活用に関する取組評価』について』の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【大島生涯学習推進課長】

それでは、議案第26号 平成30年度公益財団法人川崎市生涯学習財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」につきまして、御説明させていただきます。

お手元の資料をおめくりいただきまして、1ページをごらんください。

はじめに、「1. 本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組」についてでございます。

「本市施策における法人の役割」でございますが、本法人は、本市の生涯学習の推進のため、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援や学習ニーズに対応した学習の場の提供をはじめ、学校教育やNPO法人等との連携による地域人材の育成など、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めることとしております。

「法人の取組と関連する本市の計画」は、記載のとおりでございます。

「4カ年計画の目標」といたしましては、本市の生涯学習の推進のため、全市的・広域的視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の支援や学習ニーズに対応した学習の場の提供をはじめ、学校教育やNPO法人等との連携による地域人材の育成など、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進めるとともに、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、収益増に取り組むほか、組織体制や事業等の効率性を高めることでコスト縮減を図り、安定的な経営基盤の確保を図ってまいります。

次に、「2. 本市施策推進に向けた事業取組」でございますが、各取組を一覧表にしており、各指標には、目標値と平成30年度における実績値及びその実績に応じた達成状況等を記載しております。

本日は、各取組の「実績値」、「達成度」、「本市による評価・達成状況、費用対効果」、「今後の取組の方向性」を中心に御説明をいたします。

なお、区分選択の考え方につきましては、先ほど健康給食推進室から御説明させていただいたとおりでございます。

はじめに、①「生涯学習に関する学習機会提供及び活動支援事業」につきましては、「事業参加者数」を指標とし、平成30年度の実績値は「1万3,308人」で、目標値を608人上回って達成したため、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」でございます。

「事業別の行政サービスコスト」につきましては、平成30年度の実績値は「2,606万1,000円」で、目標値以下に縮減することができ、達成度は「1」、費用対効果は十分であるため「(1)」、事業の今後の取組の方向性は「I」でございます。

次に、②「生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」につきましては、本法人

の運営するホームページの「アクセス件数」を指標とし、平成30年度の実績値は「5万9,313件」で、目標値を5,313件上回り、達成度は「a」、また、本法人の運営するホームページの「学習情報掲載件数」を指標とし、平成30年度の実績値は「1,892件」で、目標値を10件上回り、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」でございます。

「事業別の行政サービスコスト」につきましては、平成30年度の実績値は「1,145万5,000円」で、目標値以下に縮減することができ、達成度は「1」、費用対効果は十分であるため「(1)」、今後の取組の方向性は「I」でございます。

次に、③「寺子屋先生養成事業」につきましては、「寺子屋先生養成講座を受講し、「地域の寺子屋事業」の運営へ新たに参加した人数」を指標とし、平成30年度の実績値は「53人」で、目標値を上回り、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」でございます。

「事業別の行政サービスコスト」は、平成30年度の実績値は「69万7,000円」で、目標値を上回り、実績値が目標値の100%以上110%未満であることから、行政サービスコストの達成度は「2」、費用対効果は概ね十分であるため「(2)」、今後の取組の方向性は「I」でございます。

続きまして、2ページをごらんください。「3. 経営健全化に向けた取組」でございますが、①「自主財源の増加」につきましては、「授業料等収入の増加」を指標とし、平成30年度の実績値は2,592万4,000円で、達成度は「b」、また、施設使用料収入の増加につきましては、平成30年度の実績値は「2,014万円」で、達成度は「c」、目標値未達成の指標があるものの一定の効果があつたため、本市による評価・達成状況は「C」でございます。また、今後の取組の方向性については、授業料等収入、施設使用料収入の増加に向けた取組の改善を行い、取組を継続していくことから「II」としております。

②「財務改善」につきましては、「管理費の縮減」を指標とし、平成30年度の実績値は「1億1,341万8,000円」で、目標値を上回り、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性は「I」でございます。

続きまして、「4. 業務・組織に関する取組」でございますが、①「人材育成研修の実施及びコンプライアンスの遵守」につきましては、「研修の実施回数」を指標とし、平成30年度の実績値は「5回」と目標値どおりで、達成度は「a」、また、「コンプライアンスに反する事案の発生件数」を指標とし、平成30年度の実績値は「0件」と目標値どおりで、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性は「I」でございます。

②「事業・業務の点検」につきましては、「実施回数」を指標とし、平成30年度の実績値は「2回」と目標値どおりで、達成度は「a」、本市による評価・達成状況は「A」、今後の取組の方向性は「I」でございます。

続きまして、「本市による総括」、「各取組の評価結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など」でございますが、全般にわたりおおむね目標を達成し、本市の生涯学習の推進に寄与しており、本市が求める役割を果たしています。「本市施策推進に向けた事業取組」や「業務・組織に関する取組」については、着実に目標を達成し、かわさき市民アカデミー協働事業や青少年学校外活動事業、シニア活動支援事業、寺子屋先生養成事業等に計画的に取り組み、目標を上回る実績を上げたことは評価できます。

今後も、公益財団法人として全市的・広域的な視点から市民の課題解決に向けた生涯学習の

支援を行うとともに、高度・専門的な学習ニーズに対応した場を提供し、多様な主体と連携しながら、市民の学習成果を地域づくりやまちづくり、つながりづくりなどに活かせるよう地域の人材を育成し、市民の誰もが、いつでも、どこでも自主的に生涯学習に取り組めるような環境づくりを進め、本市の生涯学習の推進に寄与することを期待するものでございます。

また、「経営健全化に向けた取組」については、一部目標値を下回っていますが、公益財団法人としての使命をより積極的に果たしていくため、授業料等収入や施設使用料収入の増加のほか、引き続き、管理費の縮減に努めるとともに、安定的な財務基盤の確保や公益比率の維持に向けた取組を着実に進め、より一層の自主・自立的な経営を目指していく必要がございます。

3 ページから 16 ページには、ただいま御説明いたしました各事業の取組評価などの詳細を、また、17 ページには「法人情報」を記載してございますので、後ほど御参照ください。

説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。先ほどの学校給食会と同様の評価の考え方については、同じでございますので、そういったことも踏まえて御質問等がございますでしょうか。

中村委員。

【中村委員】

いつでも、どこでも、誰でも学び続けられる生涯学習社会を充実させるということですが、経営健全化に向けた取組のところ「C」になっていまして、授業料徴収の増加とか、施設使用料の増加と書いてあるんですけども。値上げをしたら、いつでも、どこでも、誰でもということにはならないと思うんですね。その辺はどのように考えていらっしゃいますか。

【大島生涯学習推進課長】

まず、授業料収入につきましては、平成29年度から30年度にかけては、授業料収入であるとか、施設使用料については、特段何か値上げというのは行っておりませんが、参考までに、30年度から本年度にかけては、事務的経費の、例えば委託の人件費の高騰であるとか、そういったものを踏まえまして、一部、こういった講座の授業料等を値上げさせていただいている実態がございます。

【中村委員】

授業料を上げるのは慎重にしたほうがいいのではないかなと思っているんですけども。ただし、やはり収益というものも大事だと思いますので、ちょっと思ったのは、いろいろな養成とかは、なるべく財団に委託したほうがいいのではないかと思います。

といいますのは、来年度から社会教育主事課程が変わっていくんですけども、それは教育委員会にも連絡が来ているから御存じだと思います。社会教育主事養成課程を卒業すると、社会教育主事と社会教育士になれることになりましたね。どうしてそういう制度にしているかという、社会教育士がいろんなところで、いろんなところで人々の学びをつなげていく必要があるということになっているんですけども、そうするためには、たくさん社会教育士みたいな人を養

成していく必要があるんですね。教育委員会は、社会教育主事としては任用していませんけれども、社会教育主事的な立場でそれを束ねていくことが大事だと思うんです。「多様な主体と連携しながら市民の学習成果を地域づくりやまちづくりにつなげていく」と書いてあるんですけども、これをやるのは結構大変で、コーディネート能力が教育委員会事務局に求められているのであって、実際に地域で活躍する人と分けていかなければいけないと思います。寺子屋先生養成講座などもここでやっていますけれども、そういうものはどんどん分けて、実際にコーディネートをするのが教育委員会の役割じゃないかと思うんですけども、その点はどのように考えていますか。

【大島生涯学習推進課長】

先ほど1点、寺子屋先生の養成講座につきましては、一応、現在も生涯学習財団のほうに委託で実施しております。

【中村委員】

こっちでもやっていますよね。

【大島生涯学習推進課長】

コーディネーターの養成講座については、寺子屋先生コーディネーター養成講座については、各市民館と生涯学習推進課が連携をして、一応、事業としては実施しております。

委員が今、御指摘のとおり、そういった養成講座について、より積極的に今後も生涯学習財団と連携・活用を図っていくというような視点は、やっぱりとっていかなければいけないかなというふうに思っております。

あとは、またこの指標の中でも、例えば特別支援教育ボランティアの養成であるとか、そういったことについては、今現在も生涯学習財団のほうで取り組んでございますので、そういった地域人材の活用の視点からも、そういったことには引き続き、努めてまいりたいというふうに考えております。

【中村委員】

そういうほうをふやしていけば、授業料というのは特に上げなくても済むんじゃないかしらという気もしたんですけど。

【大島生涯学習推進課長】

ボランティアの養成とかについては、特段何か受講料を取ってというようなことではありませんで、そこはそういった養成をふやしていけば、財団の経営状況と直結するとかというのは、ちょっとそこまで言えるのかなというのは、疑問かなというふうには考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

1 ページ目の本市施策推進に向けた事業取組の②のところとか、ここ、達成度も、それから評価、そして方向性も非常にいい成績になっているんですが、目標値の設定の仕方が、言い方は悪いんですが、甘くすれば結構いい結果になってしまうんですが、この目標値の設定はどのようにされたかというのを、参考のため、教えていただけますでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【大島生涯学習推進課長】

まず、ホームページのアクセス件数につきましては、昨年度、この方針を立てた段階で、過去4年間の最大値であった5万4,204件より約400件の増加を目標として、この数値を設定しているところでございます。

また、学習情報の掲載件数につきましては、平成26年度から平成27年度にかけての年間の増加数が約50件でございましたので、それを目標値として掲げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

中村委員。

【中村委員】

アクセス数でいくと、企業などの場合は、直帰率とか、次にどこに行ったかとか、そういうところで、単なるアクセス数ではない評価をしているんですね。そういうこともしていくと、ホームページが見やすいかどうかというのが見えてくるので、参考にしていただけるといいかなと思いました。

それから、こういうものをつくるときって、誰が評価をしたかという評価者の一覧とかが載っていることが多いんですけども、一般的には、今回はそういうのは載らないのかということをお伺いしたいです。

と思いましたが、給食会のほうは、多分、ちゃんと給食をコンスタントに提供するということが、すごく大事だと思いますけれども、生涯学習の場合は、アウトカムが多くなるんだと思うんですね。そういう視点を入れられているのかどうかということが気になりましたのと、どういった人が評価しているかによって、評価の内容というのは変わってくるんじゃないかと思います。

【大島生涯学習推進課長】

今回の評価につきましては、一応、財団に関する経営改善というところですので、教育委員会の事務局のほうで、一応、こういった評価をさせていただいたという形になっております。

確かに委員おっしゃるとおり、この評価をもって直接的にアウトカムが図れるかというところ

は、この先、例えば養成講座を参加された方々がどれだけ学校現場なり、地域で活動されているかというような、そういったところになってくるかと思うんですが、そういったところもアウトカムの非常にやはり重要だなというふうに認識しておりますので、経営改善のこういった目標を掲げさせていただいてはおりますが、当然、その先には財団の使命である、こういった生涯学習社会への貢献というようなところは重要だと思っておりますので、何かしらそういったところの、我々も取組がどういうふうに地域、あるいは市民の皆様に還元されているのかというのは、いろんな状況を確認する中で、こういった生涯学習財団の活動が成果を上げているのかどうかというのは、着目していきたいというふうに思っております。

【小田嶋教育長】

小原委員。

【小原委員】

すみません、7ページのところで、実施結果のところ、寺子屋の推進フォーラムの運営とかさまざま書いてあるんですけども、寺子屋は小学校だと3カ所やっていますよね。今後、これをふやしていくというお考えが財団側にあるのか。

もう一つは、中学校の寺子屋をやってみるということを考えているのか、その2点をちょっと教えてください。

【大島生涯学習推進課長】

生涯学習財団の、この、それぞれの寺子屋へのかかわりということにつきましては、これまで中原区の寺子屋ネットワークの一メンバーということで、この「すみよし」、「おおがやと」、「ぎょくせん」の運営等に協力してきた経過がございますが、今後につきましては、生涯学習財団、そういった、中原区のネットワークのメンバーになるというよりは、それぞれの全市的な中で、まだ立ち上がっていない寺子屋を立ち上げる際に、実施者がまだちょっといろいろな事務的なことであるとか、そういったサポートを要する場合に、生涯学習財団にサポートに入ってもらいたいようなことを考えてございます。

それは、中学校の寺子屋を直接、じゃあ生涯学習財団が運営者として担うかとか、そういうことではなくて、仮に立ち上げの段階でそういった団体の方々にサポートを要するようであれば、生涯学習財団も支援に入っていくというような、そんなイメージで考えております。

【小原委員】

今、やっている3カ所は、サポートしているという感覚なんですか。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。直接、生涯学習財団が担っているということではなくてです。

【小原委員】

ではないということですね。ということは、この先、ほかにまだ開校していないところがある

じゃないですか。そこには積極的にかかわっていくということですよ。

【大島生涯学習推進課長】

我々も今、立ち上げの団体のコーディネーター的な役割の方とは調整をしながら立ち上げに向けて進めておりますが、そういったコーディネーター的な役割を果たす方々から、こういう支援が欲しいとかという要請があれば、生涯学習財団とも相談をしながら、活用できる部分については活用を図っていきたいというふうに考えています。

【小原委員】

中学校とかはどうでしょう。

【大島生涯学習推進課長】

そうですね。まだ、中学校については、現在、4カ所で今、実施をさせていただいておりますが、小学校とはまた別のやり方ではないと、なかなか難しいという部分があり、中学校の寺子屋の今後の拡充については、今はちょっとどういった方策がいいのかというのは、今先行でやっている4校の取組なんかを踏まえながら、ほかの学校に、それぞれの学校の状況にあわせた展開みたいなのを考えていっていかなければいけないというふうに認識しておりますので、その中で生涯学習財団も担える役割があるのかというのは、今後、考えていきたいというふうに思っております。

【小原委員】

そうしたら、単なるちょっと要望だということでお聞きしたいんですけども、財団のほうで、そういう、何というんでしょう、先ほど言っていたサポートに入るような形というのであれば、財団は寺子屋先生の講座を持っていて、寺子屋先生を育成していて、教育委員会はコーディネーターを育成したわけですよ。この三つがあって、マッチングができないのかということですよ。

そこを考えていかないと、寺子屋の数がふえないということですよ。そこにやる人が例えばいるという状況で、じゃあどういふふうに学校にアクセスしていけるのかというのを教育委員会や財団のほうで考えてあげなかったら、なかなか地域にいた人が、学校に急に私は寺子屋をやりたいですといっても、受け入れられるものではないので、その辺のかかわりを財団や教育委員会もそうなんですけど、大きくしていかなきゃいけないのかなど。それで、立ち上げる際に、いろんなところの運営のサポートというのをやって、何年かして自立していただくという形に持っていっただけのような今後のやり方というのも、ちょっと検討していただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

【小田嶋教育長】

中学校の寺子屋については、今、課長からもありましたように、小学校と同じ形というのは無理なので、どういう形での展開が可能なのかというのをこれからいろいろ、また研究していくというような段階で、この間、市長とも話したときにも、そんなふうに市長もお考えですので、

もう少し時間がかかるかと思いますが、先行の4校の実績も踏まえて、いろいろ御意見を聞いていくという形になるかなと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、議案第26号は、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第26号は、原案のとおり可決いたします。

議案第27号 公文書開示請求に係る審査請求についての裁決について

榎本庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第27号は原案のとおり可決された。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。お疲れさまでした。

(15時02分 閉会)